

## 山口市防犯灯設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等地域団体（以下「自治会等」という。）が、防犯上必要とする街路灯等（以下「防犯灯」という。）の設置事業を行う場合において、市がその設置事業に係る経費に対して補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 補助の対象は、自治会等が維持管理を行う防犯灯の設置事業に係る経費（以下「事業費」という。）とし、補助金の額は次に掲げるものとする。なお、算出した補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 自治会等がLED防犯灯を新設又はLED以外を光源とした防犯灯から取替を行う場合、1灯につき28,000円を限度額として事業費の3分の2を補助する。
- (2) 自治会等が設置したLED防犯灯を、経年による劣化又は自然災害等による故障により修繕又は更新する場合、1灯につき10,000円を限度額として事業費の2分の1を補助する。
- (3) 建柱を必要とする場合にあっては、前2号の限度額に18,000円を加えるものとする。

2 第1項の規定による補助金は、毎年度、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、防犯灯設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、当該工事の見積書もしくは請求書の写し（工事内容の内訳がわかるもの）、設置場所の略図及び領収書の写しを添付しなければならない。

(補助金の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、防犯灯設置工事の完成を確認した後、適正と認めたときは補助金額を決定し、防犯灯設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により通知を受けた申請者は、速やかに市長の指定する請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 設置事業の申請については、毎月末締めとし、翌月、市長の指定する日に交付する。

(補助金の取消し及び返還)

第7条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた自治会等が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。

(2) 補助金を対象外の目的に使用したとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

(設置後の維持管理)

第8条 防犯灯設置後の維持管理費は、当該防犯灯を設置した自治会等が負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。